

# 山梨県公報

第二千六百十三号

平成二十八年

六月十六日

木曜日

## 目次

告示 貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………五〇七

## 公告

○一般競争入札について……………五〇七  
○随意契約の相手方の決定について……………五〇九  
○換地処分の実施……………五〇九  
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十七件)……………五〇九

## 人事委員会

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………五一三  
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五一四  
○平成二十八年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………五一四  
○身体障害者を対象とした平成二十八年度山梨県職員採用選考試験の実施……………五一九  
○第八十八回(平成二十八年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施……………五二四

## 公安委員会

○山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………五三二

## 正誤

○平成二十四年十二月二十七日付号外第七十五号中……………五六〇  
○平成二十八年四月十四日付第二千五百九十六号中……………五六〇  
○平成二十八年四月二十二日付号外第二十六号中……………五六〇  
○平成二十八年五月二十六日付第二千六百七号中……………五六〇  
○平成二十八年六月六日付第二千六百十号中……………五六〇

## 告示

山梨県告示第二千二百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

### 二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

### 三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 公告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 積算システム用機器等  
(二) 数量 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十八年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

### 二 事務を担当する所属 山梨県森林環境部森林環境総務課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号の

いずれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 平成二十八年六月二十四日（金）から同年七月八日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県森林環境部森林環境総務課総務経理担当

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十八年七月一日（金）までの休日を除く。、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

- 2 入札説明書の交付方法 平成二十八年六月十七日（金）から同年七月一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十八年七月二十七日（水）午後二時

- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇二会議室

- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていなければならない。

- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語

- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有

- 5 前払金の有無 無

- 6 その他

- (一) 詳細は、入札説明書による。

- (二) 問い合わせ先 山梨県森林環境部森林環境総務課（電話〇五五―二二三―一六三三）

- (三)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured:  
Computer equipment for integrated system 1 unit

- 2 Date and time for tender:  
2:00 PM July 27, 2016

- 3 Bureau in charge:  
General Affairs and Accounting Section, Administrative Division for Forestry and

- 

- 

-

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 おもてなし学習「マンガで知るやまなし」作成事業
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県観光部観光企画課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年四月八日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社学研プラス

(二) 住所 東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

五 契約金額 三千四百六十二万四百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 事業者の有する排他的権利に係るものであるため  
(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当)。

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業(大野寺地区大野寺第四工区)の換地処分を平成二十八年六月九日実施した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日 山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年五月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 株式会社フカサワ
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市須玉町藤田三百六十三番地一
- 3 代表者の氏名 深沢秀樹

三 許可番号 山梨県知事許可(般一三三)第三二五六号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日 山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年五月二日

二 処分を受けた者の商号又は氏名、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 成友D・K
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市百々千八百二十番地六
- 3 代表者の氏名 青山友亮

三 許可番号 山梨県知事許可(般一三三)第九五四三号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日 山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 藤工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山藤木千七百七十五番地
  - 3 代表者の氏名 飯島耿二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五六九号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 丸トモ設備工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町砂原百三十七番地一
  - 3 代表者の氏名 丸山智弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九六八三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 石井建築
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条千八百四十三番地
  - 3 代表者の氏名 石井智久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六四三三三号
- 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 樋口工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市幸町八番十三号
  - 3 代表者の氏名 樋口榮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七五四九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 塩山ヒタチ商会
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山下於曾五百九十八番地四

- 3 代表者の氏名 吉田光秋
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 中込鉄工
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原二百五十番地三
  - 3 代表者の氏名 中込勤
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第二七一〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社アイ美広
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千三百七十三番地二
  - 3 代表者の氏名 赤池洋一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九〇一八号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事

- 業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社甲府住建
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田二千三百四十一番地二
  - 3 代表者の氏名 大柴勝男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第八一〇八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 東管理株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂三百三十二番地八
  - 3 代表者の氏名 羽生敏則
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第七八一二号
- 四 処分の内容 建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月九日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 藤和建设株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町下大鳥居三百二十七番地
  - 3 代表者の氏名 遠藤和宏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二四）第五四八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 和恵建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田九百五十二番地四
  - 3 代表者の氏名 高村和夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第五四七六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 大博管工
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田五千二百四十六番地
  - 3 代表者の氏名 武藤博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第七五四八号
- 四 処分の内容 土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年五月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 輿水建築
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町長澤二千二百番地
  - 3 代表者の氏名 輿水栄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第七九五一号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年五月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社新成建設

2 主たる営業所の所在地 中央市布施千九百一番地四

3 代表者の氏名 破産管財人 落合圭子

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第八三三八号

四 処分の内容 土木工事業、及び・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年六月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年五月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 山梨興産株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市高畑一丁目二十三番七号

3 代表者の氏名 網藏裕治

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第九九五六号

四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年五月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

職員に関する規則の一部を改正する規則  
職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二資格免許職職員採用試験の項中

歯科衛生士	主として歯科衛生士に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
言語聴覚士	主として言語聴覚療法に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

を

歯科衛生士	主として歯科衛生士に関する知識・技術又はその能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
-------	--

に改め、別表第四資格免許職職員採用試験

験の項中

歯科衛生士	歯科衛生士の免許
言語聴覚士	言語聴覚士の免許

を

歯科衛生士	歯科衛生士の免許
-------	----------

に改め、別表第六の一の表中

獣医師の業務を行う職	獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師の免許
------------	------------------------------

を

獣医師の業務を行う職	獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）による獣医師の免許
言語聴覚士の業務を行う職	言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）による言語聴覚士の免許

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「防災危機管理課」を「消防保安課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

● 平成二十八年年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について

平成二十八年年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	行政	2名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察行政	3名程度	県警察の各機関に勤務し、警察行政事務に従事する。
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	作業療法士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、作業療法に関する専門的業務に従事する。
小中学校事務職員	学校事務	12名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許
高校卒業程度	行政	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
	警察行政	
	土木	
資格免許職職員	作業療法士	昭和62年4月2日以後に生まれた者で、作業療法士の免許取得者又は平成29年において最初に実施される作業療法士国家試験により当該免許取得見込みの者
小中学校事務職員	学校事務	昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（作業療法士は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 作業療法士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

## 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

## (1) 試験案内配布開始日

平成28年7月1日(金)

## (2) 受付期間

## ア 持参及び郵送の場合

- 平成28年8月8日(月)から平成28年8月29日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成28年8月29日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ インターネットによる場合

- 平成28年8月8日(月)から平成28年8月22日(月)まで

## (3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成28年8月22日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。)

## 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成28年9月25日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成28年10月16日(日) (適性検査、作文)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成28年10月29日(土)～ 平成28年10月30日(日) のうち指定する1日(個別面接)	

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	土木 以外 40点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度及び学校事務職員については高等学校卒業程度、資格免許職職員については短期大学卒業程度の五肢選択式による筆記試験を行う。 ・出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
		土木 20点	
	専門試験 (土木のみ) 【試験時間120分】	土木 のみ 20点	試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 【出題分野】 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
第2次試験	人物試験	60点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。 表現力、積極性、創造性等について、個別面接（2回）を行う。
	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は活字印刷文（活字の大きさは10ポイント）により出題する。ただし、行政については、受験者（視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）の事前申出により、別途拡大文字（大きさは12ポイント）で印刷された試験問題を使用することができる。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点（土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点）の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区 分	試験種目	基 準
第1次試験	教養試験	得点が配点の3割未満の場合
	専門試験（土木のみ）	得点が配点の3割未満の場合

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成28年10月 7日（金）
- イ 最終合格者発表 平成28年11月 4日（金）

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、高校卒業程度及び小中学校事務職員の場合約153,900円、資格免許職（作業療法士）の場合約185,100円である（平成28年4月1日現在）。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 受験の際には、「平成28年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

● 身体障害者を対象とした平成二十八年山梨県職員採用選考試験の実施について  
身体障害者を対象とした平成二十八年山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す  
る。

平成二十八年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

## 2 受験資格

### (1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

ウ 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）

エ 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）

### (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験案内の配布及び受付期間・時間

## (1) 試験案内配布開始日

平成28年7月1日(金)

## (2) 受付期間

## ア 持参及び郵送の場合

- 平成28年8月8日(月)から平成28年8月29日(月)まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成28年8月29日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ インターネットによる申込の場合

- 平成28年8月8日(月)から平成28年8月22日(月)まで
- 平成28年8月22日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。)

## 4 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	平成28年9月25日(日) (受付時間) 午前8時30分～午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成28年10月25日(火)、26日(水) ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3251-1)

5 試験方法

区 分		配点	内 容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分)	60点	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <p>出題数は30題とする。</p> <p>【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈</p>
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文試験 (試験時間60分)	30点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	人物試験	60点	表現力、積極性、創造性、適性等について、個別面接及び適性検査を行う。
	身体検査		職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、医師による検査を行う。
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行う。

- ※ 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。  
なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。
- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ア 第1次試験合格者発表 | 平成28年10月7日(金) |
| イ 最終合格者発表    | 平成28年11月4日(金) |

### (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

## 7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む、高校卒の場合）は、約153,900円（平成28年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (2) 受験の際には、「平成28年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験案内」で詳細について必ず確認すること。

◎ 第八十八回（平成二十八年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について

第八十八回（平成二十八年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年六月十六日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性		12名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。 なお、警察官 A（男性/武道指導）は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	
	女性		2名程度	
警察官 B	男性		29名程度	
	女性		6名程度	

※採用予定人員は変更になる場合がある。

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

## ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性		昭和61年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成29年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者  警察官 A の学歴要件に該当しない者	平成29年4月1日
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	昭和61年4月2日以後に生まれた男性		
	女性		昭和61年4月2日以後に生まれた女性		
警察官 B	男性		昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性		
	女性		昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A (男性/武道指導) を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成28年7月1日（金）

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内 各警察署	平成28年7月25日（月）から 平成28年8月19日（金）まで （土曜日、日曜日を含む。）	午前8時30分から午後5時15分 まで
	山梨県 警察本部 警務課	平成28年7月25日（月）から 平成28年8月19日（金）まで （土曜日、日曜日を除く。）	
平成28年7月25日（月）から 平成28年8月19日（金）まで		平成28年8月19日（金）まで の消印のあるものに限り受け付ける。	
平成28年7月25日（月）から 平成28年8月12日（金）まで		平成28年8月12日（金）の午後5時 15分までに受信したものに限り。 〔期間中常時受付〕	

### 4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成28年9月18日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外：教養試験・論（作）文試験） （警察官A（男性／武道指導） ：教養試験・実技試験・身体検査（1回目）） （受付時間）午前8時30分から午前8時50分まで （受付場所）16号館入口付近	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4-5）
第2次試験	平成28年10月8日（土）（集団面接）	山梨県職員研修所 （甲府市住吉二丁目1-17）
	平成28年10月9日（日） （警察官A（男性／武道指導）以外 ：適性検査・身体検査（1回目）・体力試験） （警察官A（男性／武道指導）：適性検査・論文試験）	山梨大学甲府キャンパス （甲府市武田四丁目4-37）
第3次試験	平成28年11月1日（火）～11月2日（水）のうち指定する 1日（身体検査（2回目））	山梨病院 （甲府市朝日三丁目11-16）
	平成28年11月21日（月）～11月22日（火）のうち指定 する1日（個別面接）	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容	
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)	
	資格加点	武道	5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う(別掲1)。※男性/武道指導は除く。
		英語	5点	
	警察官A(男性/武道指導)のみ実施			
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能	
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。	
	警察官A(男性/武道指導)は除く。			
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。	
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸	
第3次試験	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日(10月9日)に実施〕			
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分	
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】60分	
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕			
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて、適性検査を行う。	
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。	
	身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。	
	資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。	

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。  
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。  
 また、警察官A（男性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																							
第1次試験	教養試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）以外）</li> <li>得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導））</li> </ul>																							
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
握力	37kg以上	21kg以上																							
上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上																							
長座体前屈	27cm以上	31cm以上																							
反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上																							
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																							
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																							
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上														
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																							

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
  - イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
  - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表	平成28年 9月30日（金）
第2次試験合格者発表	平成28年10月21日（金）
最終合格者発表	平成28年12月 2日（金）

## (2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

## 7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒の場合約216,600円、短期大学卒の場合約199,400円、高等学校卒の場合約183,000円（いずれも平成28年4月1日現在）である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

## 8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成28年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A（第2回）・警察官B」による。

## 別掲1 資格加点

## (1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A（男性） 警察官A（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
警察官B（男性） 警察官B（女性）	武道	①柔道 2段以上（公益財団法人講道館認定） ②剣道 2段以上（一般財団法人全日本剣道連盟認定）
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC（公開テストに限る） 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上

## (2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類（原本及び写し）により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A（男性）、警察官A（男性/武道指導）及び警察官B（男性）	警察官A（女性）及び警察官B（女性）
身体検査（1回目） 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 78 cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査（2回目）	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十八年六月十六日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山梨県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第一項第十号及び第二十四条から第二十六条までの規定に基づき、条例」を削る。

第二条を次のように改める。

（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）

**第二条** 条例第十八条第一項第十号の公安委員会規則で定める施設は、別表に掲げる施設とする。

第十条を第二十一条とし、同条の前に次の五条を加える。

（命令の送達に係る書類）

**第十六条** 条例第三十八条の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第三十五条第一項の規定による命令 中止命令書（第十七号様式）

二 条例第三十五条第二項の規定による命令 再発防止命令書（第十八号様式）

三 条例第三十七条第一項の規定による仮の命令 再発防止仮命令書（第十九号様式）（書類の送達）

**第十七条** 公安委員会が条例又はこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（暴力団事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（郵便又は信書便による送達）

**第十八条** 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱扱いによる郵便により行うものとする。

（郵便又は信書便による送達）

**第十八条** 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱扱いによる郵便により行うものとする。

ると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送した場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。  
（交付送達）

**第十九条** 交付送達は、警察職員が、第十七条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所における書類を差し置くこと。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第三項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し、又は差し置いた」と読み替えるものとする。

（公示送達の方法）  
**第二十条** 条例第三十九条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察本部長に行わせる場合における当該命令に係る条例第三十八条第二項の規定による公示送達（次項において単に「公示送達」という。）については、条例第三十八条第三項の規定による掲示は警察本部の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、条例第三十九条第二項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と、「警察本部長」とあるのは「警察署長」と、「警察本部」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、条例第三十九条第二項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と、「警察本部長」とあるのは「警察署長」と、「警察本部」とあるのは「当該警察署」と読み替えるものとする。

第九条第三項中「第十号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第四項中「第十一号様式」により」を「第十六号様式」を送達して」に改め、同条第十五条とする。

第八条第二項中「第八号様式」により意見の聴取」を「第十三号様式」により口頭による意見の聴取」に改め、同条第四項中「日時若しくは場所を変更しなかつた」を「日時及び場所を変更しなかつた」に、「第九号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十四条とする。

第七条第一項中「第二十六条第二項」を「第三十四条第二項」に、「意見聴取通知書（第六号様式）により」を「意見の聴取通知書（第十一号様式）を送達して」に改め、同条第三項中「第七号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第六条中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に、「掲載」を「登載」に改め、同条を第十二条とする。

第五条中「第二十五条」を「第三十三条」に、「第五号様式」により」を「第十号様式」を送達して」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(立入検査)

第十条 条例第三十二条第一項の規定による立入検査は、条例第三十一条の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第三十二条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第九号様式）とする。

第四条中「第二十四条」を「第三十一条」に、同条第二項中「第三号様式」を「第七号様式」に改め、同条第四項中「日時若しくは場所の変更をしなかつた」を「日時及び場所の変更をしなかつた」に、「第四号様式」により」を「第八号様式」を送達して」に改め、同条を第九条とする。

第三条第一項中「山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に、「第二十四条」を「第三十一条」に、「第一号様式」により」を「第五号様式」を送達して」に改め、同条第三項中「第二十四条」を「第三十一条」に、「第二号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の五条を加える。

(暴力団排除特別強化地域)

第三条 条例第二十九条第一項第二号の公安委員会規則で定める地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条に規定する商業地域のうち、笛吹市石和町川中島及び市道二一八号線以東の笛吹市石和町八田地内の地域とする。

(特定接客業者の営業所への立入りの禁止に係る標準)

第四条 条例第三十条第一項に規定する標準（以下「標準」という。）は、第一号様式のとおりとする。

2 標準には、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の名称及び公印の印影を表示するものとする。

(標準の掲示に係る申出の方法)

第五条 条例第三十条第一項の規定により標準の掲示を申し出ようとする者（以下「申出者」という。）は、標準掲示申出書（第二号様式）により、標準を掲示しようとする営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に申し出なければならない。

2 標準掲示申出書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三条第一項の許可を受けた者その他の条例第三十条第一項に規定する特定接客業を営む者であることを示す書類
- 二 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類
- 三 申出者が個人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。次号において同じ。）
- 四 申出者が法人であるときは、定款、登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し（申出の内容に変更があつた場合の届出）

第六条 条例第三十条第二項の規定により営業所に標準が掲示された者（以下「標準掲示者」という。）は、前条第一項の規定による申出に係る標準掲示申出書又は同条第二項の規定により添付した書類に記載し、又は記載されている事項のうち、次に掲げるもののいずれかに変更があつたときは、速やかに、申出内容変更届出書（第三号様式）により、前条第二項に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付した上、当該営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に届け出なければならない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称
- 三 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(標準の除去に係る申出の方法)

第七条 標準掲示者は、条例第三十条第四項の規定により標準の取り除きの申出をしうとするときは、標準が掲示された営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、標準除去申出書（第四号様式）により公安委員会に申し出なければならない。

別表（第二条関係）

名称	位置

山梨県立青少年センター	甲府市
山梨県立愛宕山少年自然の家	甲府市
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	北杜市
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里	上野原市

第一号様式から第十一号様式までを次のように改める。



注1 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

- 2 色彩は、日章及び枠を金色、「暴力団員立入禁止」及び「標章番号」の文字を白色、「暴力団員が立ち入ることを禁止する。」の文字を赤色、その他の文字を黒色、地を黒色、下部の枠内を黄色、標章番号の枠内を赤色とする。
- 3 文字の書体は、ゴシックとする。
- 4 公印は、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）別表第1に規定する9号印とする。

第2号様式 (第5条関係)

※受理年月日		※掲示年月日		
※受理番号		※標章番号		
標章掲示申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 山梨県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></div> 山梨県暴力団排除条例第30条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div>				
営業を営む者	氏 名 又 は 名 称			
	個人にあつては、生年月日及び本(国)籍	年 月 日生( 歳)		
	住 所	郵便番号 (    -    ) 電話番号(    -    -    )		
	法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の生年月日、住所及び本(国)籍		
	代 表 者	生年月日	年 月 日生( 歳)	
		住 所	郵便番号 (    -    ) 電話番号(    -    -    )	
		本(国)籍		
	-----	生年月日	年 月 日生( 歳)	
		住 所	郵便番号 (    -    ) 電話番号(    -    -    )	
		本(国)籍		
	-----	生年月日	年 月 日生( 歳)	
		住 所	郵便番号 (    -    ) 電話番号(    -    -    )	
本(国)籍				







第5号様式 (第8条関係)

(表面)

説明・資料提出要求書

梨公委 ( ) 発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例第31条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

説明又は資料の提出を 求 め る 理 由	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
説明又は提出資料の内容	
備 考	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、山梨県暴力団排除条例第34条第1項の規定により、山梨県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、山梨県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第6号様式 (第8条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名



山梨県暴力団排除条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	梨公委 ( ) 発第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説明日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所  
氏 名



山梨県暴力団排除条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		梨公委（ ）発第 号 年 月 日			
変更申出事項	変更前	日時	年	月	日 時 分
		場所			
	変更希望	日時	年	月	日 時 分
		場所			
変更申出の理由					

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

第8号様式 (第9条関係)

説明日時等決定通知書

梨公委 ( ) 発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料 提出要求書 の番号及び日付	梨公委 ( ) 発第 号 年 月 日
---------------------------	-----------------------

説明の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

説明の日時及び場所の不変更決定

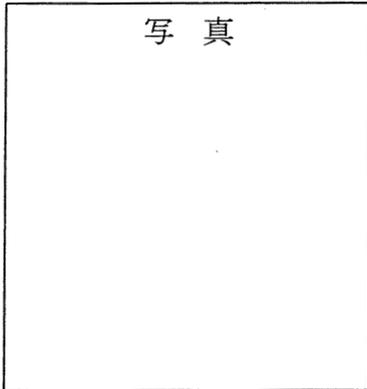
説明の日時及び場所 を変更しない理由	
-----------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

(表面)

梨公委( )発第 号

身分証明書



写 真

官 職

氏 名

54.0

上記の者は、山梨県暴力団排除条例第32条の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日

山梨県公安委員会 印

85.6

(裏面)

山梨県暴力団排除条例（抜粋）

（立入検査）

第32条 公安委員会は、暴力団員が第19条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所に立ち入らせ、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

勧告書

梨公委（ ）発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例第33条の規定により、次のとおり勧告します。

勧告の原因となる事実	
勧告の内容	

この勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、山梨県暴力団排除条例第34条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取通知書

梨公委（ ）発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行いますので、山梨県暴力団排除条例施行規則第13条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書の提出先	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。

なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。

2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。

3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、山梨県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。

4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、山梨県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5 あなたが意見を述べない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の住所及び氏名、意見の聴取通知書の番号及び日付並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を山梨県公安委員会に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第十一号様式の次に次の八様式を加える。

第12号様式（第13条関係）

申述書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名



山梨県暴力団排除条例施行規則第13条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	梨公委（ ）発第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

山梨県暴力団排除条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付		梨公委（ ）発第 号 年 月 日			
変更申出事項	変更前	日時	年	月	日 時 分
		場所			
	変更希望	日時	年	月	日 時 分
		場所			
変更申出の理由					

注 該当しない部分を二重線で消去すること。

第14号様式（第14条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

梨公委（ ）発第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

山梨県暴力団排除条例施行規則第14条第4項の規定により、次のとおり通知します。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	梨公委（ ）発第 号 年 月 日
---------------------	---------------------

意見の聴取の日時又は場所の変更決定

変更事項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	

意見の聴取の日時及び場所の不変更決定

意見の聴取の日時及び 場所を変更しない理由	
--------------------------	--

注 該当する□の中にレ印を付けること。

代理人選任届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所  
氏 名



私は、山梨県暴力団排除条例施行規則第15条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任します。

説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	梨公委（      ）発第      号 年    月    日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
届出人と代理人との関係	

注 不要な文字を二重線で消去すること。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

住 所

氏 名



私の代理人は、その資格を失ったので山梨県暴力団排除条例施行規則第15条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出書又は 意見の聴取通知書の番号及び日付	梨公委（ ）発第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	

# 中止命令書

第 年 月 号 日

殿

警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第35条第1項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

第17号様式 (その2)

山梨県公報

第一千六百十三号

平成二十八年六月十六日

命令をする

理由

五五五

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

# 再発防止命令書

第 年 月 号 日

殿

山梨県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第35条第2項の規定により、次のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

第18号様式 (その2)

山梨県公報

第 二 千 六 百 十 三 号

平 成 二 十 八 年 六 月 十 六 日

命 令 を す る

理 由

五 五 七

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

### 再発防止仮命令書

第 年 月 号 日

殿

山梨県警察本部長 

命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、山梨県暴力団排除条例第37条第1項の規定により、次のとおり命令する。

#### 記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

第19号様式 (その2)

山梨県公報

第 二 千 六 百 十 三 号

平 成 二 十 八 年 六 月 十 六 日

命 令 を す る

理 由

五 五 九

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

**附則**  
この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、第三条を改め、同条を第八条とし、同条の前に五条を加える改正規定（第五条に係る部分に限る。）は、平成二十八年七月一日から施行する。

**正 誤**

○ 平成二十四年十二月二十七日（号外第七十五号）公布山梨県条例第六十三号（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例）  
二〇九ページの表中

四階以上	常用	は	四階以上	常用
避難用			避難用	

の誤り。

○ 平成二十八年四月十四日（第二千五百九十六号）山梨県公告（指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知）  
三三五ページの表中

上野原市野田尻字数珠ヶ沢二一〇六の	は	上野原市野田尻字数
-------------------	---	-----------

の誤り。

珠ヶ沢二一〇六の六

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十八年四月二十二日（号外第二十六号）公布山梨県条例第三十七号（山梨県自殺対策に関する条例）

二	上	七	附則	附則
---	---	---	----	----

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十八年五月二十六日（第二千六百七号）目次（公安委員会）

四五三	上	十四	技能検定員等審査の実施	高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正
-----	---	----	-------------	--

○ 平成二十八年六月六日（第二千六百十号）山梨県公告（平成二十九年山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について）  
四八三ページの表中

本科普通科 本科保健理療科 幼稚部 専攻科保健理療科 専攻科理療科 幼稚部	は	高等部 本科普通科 本科保健理療科 幼稚部 専攻科保健理療科 専攻科理療科 幼稚部
--	---	---

本科普通科 本科保健理療科 専攻科保健理療科 専攻科理療科	は	幼稚部
--	---	-----

の、  
「施行令第22条の4」  
は  
「施行令第22条の3」  
の誤り。

高  
等  
部

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番